

○長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例

平成18年2月13日条例第93号

改正

平成19年3月23日条例第1号
平成21年9月19日条例第85号
平成30年12月20日条例第41号
令和6年12月19日条例第33号
令和8年1月8日条例第4号

長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例

(目的)

第1条 この条例は、環境保全のため、旅館等の建築及びその営業に係る広告物を規制することにより、地域の善良な風俗及び清浄な生活環境の保持並びに青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供する建築物をいう。
- (2) 特定旅館 旅館等のうち、規則で定める構造及び設備を有しないもので、専ら異性を同伴する客の宿泊、休憩の用に供することを目的とした建築物をいう。
- (3) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号から第15号までに規定する建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替若しくは同法第87条第1項に規定する用途の変更又は客室数を変更する修繕若しくは模様替をいう。

(規制区域)

第3条 本市の区域内においては、何人も特定旅館の建築をしてはならない。

(届出)

第4条 旅館等の建築をしようとする者（以下「建築主」という。）は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(判定及び通知)

第5条 市長は、前条に規定する届出を受理したときは、当該届出に係る旅館等が、特定旅館であるかを判定し、その結果を当該建築主に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による判定を行う場合において必要と認めるときは、第10条第1項に規定する長浜市旅館等建築規制審議会の意見を聞くことができる。

(報告徴収及び立入調査)

第6条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、建築主その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員をして関係場所に立入調査を行わせることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(勧告及び命令)

第7条 市長は、建築主が第3条の規定に違反して特定旅館を建築し、又は第4条に規定する届出に違反して建築に着手したときは、当該建築主に対し、期限を定めて、当該建築の改善又は中止を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた建築主が、その勧告に従わないときは、当該建築主に対し、当該建築の改善又は中止を命ずることができる。

(広告物の規制)

第8条 建築主は、旅館等の営業に係る広告物を設置するときは、当該広告物の設置によって、第1条の目的が阻害されることのないように努めなければならない。

2 市長は、前項の広告物の設置によって、第1条の目的が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該広告主又は管理者に対して、当該広告物の撤去、移転又は広告内容の変更を勧告することができる。

(環境保全への努力義務)

第9条 建築主又は旅館業法に基づく営業を営む者は、常に健全な社会環境を損なわないよう努めなければならない。

(審議会の設置)

第10条 市長の附属機関として長浜市旅館等建築規制審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の施行に関する重要な事項を審議するものとする。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第12条 第7条第2項の規定による市長の命令に違反した者は、6か月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の長浜市環境保全のための旅館等建築規制条例（昭和60年長浜市条例第17号）、浅井町環境保全のためのモーテル類似施設建築の規制に関する条例（昭和58年浅井町条例第5号）又はびわ町教育環境保全のためのモーテル類似施設建築の規制に関する条例（昭和58年びわ町条例第6号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なおそれぞれ合併前の条例の例による。

(6町編入に伴う経過措置)

4 虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、虎姫町環境保全のためのモーテル類似施設建築の規制に関する条例（昭和62年虎姫町条例第18号）、湖北町環境保全のためのモーテル類似施設建築の規制に関する条例（昭和58年湖北町条例第11号）、高月町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例（昭和47年高月町条例第4号）、木之本町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例（昭和60年木之本町

条例第17号）、余呉町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例（昭和50年余呉町条例第4号）又は西浅井町環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例（昭和47年西浅井町条例第5号）（以下これらを「編入した町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、それぞれ当該規定によりなされたものとみなす。

5 編入日前にした編入した町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なおそれぞれ編入した町条例の例による。

附 則（平成19年3月23日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月19日条例第85号）

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成30年12月20日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年12月19日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

附 則（令和8年1月8日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に受理された届出について適用し、同日前に受理された届出については、なお従前の例による。